

# 港区情報システムアドバイザー委託事業者募集要項

## 1 委託業務の名称

「港区情報システムアドバイザー委託」（以下「本業務」という。）

## 2 委託業務の目的

区は、区民に様々な行政サービスをスピーディーに提供するため、様々な業務システムを構築するとともに、保有する個人情報等の情報資産をさまざまな脅威から保護することによって、区民から信頼される行政サービスの情報化の推進に積極的に取り組んでいます。本業務は区の情報システムを統括的に管理する立場にある情報政策課を全体的に支援するものです。

## 3 委託業務の概要

### (1) 委託業務内容

- ア 情報セキュリティ対策支援
- イ システムアセスメント支援・システム導入支援
- ウ システム運用監理支援
- エ システム業務のアドバイス及び支援
- オ 行政情報システム再構築支援
- カ 情報システム継続対策基準運用支援
- キ ICT活用検討支援

### (2) 履行期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで  
ただし、成果物の納期については、委託業務内容ごとに異なります。

### (3) 履行場所

港区指定場所

#### (4) 参考事業規模

74,600千円程度（消費税を含む）

この金額は、契約時の予定額を示すものではありません。提案はこの金額を超えないものとします。

本件は、平成30年度予算が成立して配当を受けた後に執行するものですが、平成30年4月当初から実施する必要があるため、予算の議決前に募集するものです。

## 4 参加条件

### (1) 参加要件

本件プロポーザルに参加する者（以下「プロポーザル参加者」という。）の参加資格要件は、以下の要件をすべて満たす者とし、各要件は、参加表明書提出日を基準日とします。

- ① 港区の競争入札参加資格登録業者であること
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者でないこと
- ③ 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。）にないこと
- ④ 港区競争入札参加有資格者指名停止措置要綱（平成16年7月30日16港政契第238号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと
- ⑤ 港区の契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年1月26日23港総契第1157号）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと
- ⑥ プライバシーマークを取得していること。又は、個人情報及び特定個人情報等の機密情報等の取り扱いに係る社内規定を整備し、厳格かつ実質的な運用が行われていること

### (2) 委託条件

本業務の委託条件は次のとおりです。

- ① 本業務と類似した業務実績を有するものが、責任者として携わること
- ② 本契約に基づく業務を第三者に委託し、又は請け負わせる場合（再委託を行う場合）は、別途区と協議し、了承を得ること
- ③ すべての納入成果物が第三者の著作権、特許権その他の権利を侵害していないことを保証すること
- ④ 本業務に必要な事前研修などを受注者の責任において、業務従事者に行うこと

### (3) 区外事業者の参加

区では、区が発注する契約において、区内事業者の受注機会を図る取組を推進しており、区外事業者がプロポーザルに参加する場合、「区内事業者と共同すること」を参加条件としています。やむを得ず、区外事業者のみで参加申請する場合は、評価点を減点します。

■ 共同の方法：複数事業者による共同事業体の結成

■ 区外事業者のみで参加申請する場合：

「一次審査及び二次審査における評価合計点」の5%（※）を評価合計点から減点します。（※：小数点以下切上げ）

#### 【区内事業者とは】

- ・区内に本店を置く事業者（港区競争入札参加資格登録の有無を問いません。）
- ・区内に支店又は支社等の営業所を置き営業を行う事業者の場合は、港区における競争入札参加者の選定に係る区内事業者の認定基準（平成25年3月14日港総契第2801号）で定める事業者とします。

### (4) ワーク・ライフ・バランスの推進

港区男女平等参画行動計画に基づき、ワーク・ライフ・バランス推進企業等については、第一次審査における評価点の5%を加点します。

※加点対象となるワーク・ライフ・バランス推進企業等

- ・港区ワーク・ライフ・バランス推進企業
- ・東京都ワークライフバランス認定企業
- ・くるみん認定・プラチナくるみん認定企業

## 5 選定方法

本業務委託の事業候補者の選定は、公募型のプロポーザル方式にて、以下の要領で実施します。

### (1) 選考委員会の設置

提案の審査を公正に行い、本業務の特命随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）及び次点者を選考するために「港区情報システムアドバイザー委託事業候補者選考委員会」（以下「選考委員会」という。）を設置します。

### (2) 審査

本業務に係る「提案書」、「見積書」及び「提案説明（プレゼンテーション及びヒアリング）」等の内容を基に審査し、本業務において最も適した提案を行った事業者を選定します。

審査は、二段階審査方式で実施し、審査方法等の詳細は、区職員及び学識経験者で構成する選考委員会が決定し、公正な選考を行います。

ア 第一次審査（書類審査）

提案書等に基づき、第二次審査対象事業者を選定します。

イ 第二次審査（提案説明）

第一次審査を通過した事業者について、提出された提案書等に基づき提案説明（プレゼンテーション及びヒアリング）を実施し、本業務委託の事業候補者及び次点者を選考します。候補者については、港区における業者選定委員会に付議したのち、契約手続きを行います。候補者と協議が整わない場合は、次点者と協議を進めます。

(3) 無効となる提案書

提案者が次の条件のいずれかに該当する場合は、無効となることがあります。事業者選考後に判明した場合であっても同様です。

ア 提出方法、提出先、提出期間に適合しないもの

イ 虚偽の内容が記載されているもの

ウ 提案内容に重大な誤りがあるもの

エ 書類に不備があるもの又は指示した事項に違反しているもの

(4) 審査項目

ア 第一次審査

港区情報システムアドバイザー委託提案要求仕様書（以下、「要求仕様書」という。）に基づき、要求事項及び提案事項それぞれについて審査を行います。審査項目については、要求仕様書の「第2章 業務要件」にある「2. 1 情報セキュリティ対策支援」「2. 2 システムアセスメント支援」「2. 3 システム運用監理支援」「2. 4 システム業務のアドバイス及び支援」「2. 5 行政情報システム再構築支援」「2. 6 情報システム継続対策基準運用支援」「2. 7 ICT活用検討支援」にそれぞれ示す項目のとおりです。

あわせて、見積書（様式3）の提案に要する一切の費用の見積額についても審査します。

イ 第二次審査

以下の項目について審査を行います。

- ・全体像の把握
- ・説明内容の信頼性
- ・提案内容の実現性
- ・質問に対する対応
- ・その他提案
- ・コラボレーション・パートナーとしての魅力（総合評価）
- ・体制
- ・要員

## 6 参加申込及び資格要件の確認

### (1) 参加申込受付

本業務の提案に参加を希望する事業者は、参加申込書（様式1又は様式1-2）及び「機密保持に関する事項」への誓約が必要です。

また、参加受付時に、提案者番号をお知らせしますので、提案書等の提出物には、指示に従いこの番号を記載してください。

- ① 受付期間 : 平成29年12月20日(水)から平成30年1月11日(木)まで  
土日祝日、年末年始(12月29日から1月3日)を除く、  
各日午前9時から午後5時まで
- ② 受付場所 : 港区総務部情報政策課情報管理係  
港区芝公園1-5-25 港区役所本庁舎8階
- ③ 提出物 : 参加申込書(「機密保持に関する事項」への誓約付)  
※ホームページに掲載のものを使用してください。
- ④ 提出方法 : 直接、上記受付場所に持参してください。

### (2) 関連資料の配布等

ア 参加申込受付時に、以下の関連資料を配布します。

- ① 港区情報システムアドバイザー委託提案要求仕様書
- ② 個人情報等取扱いに関する特記事項
- ③ (参考) 情報システムアドバイザー委託業務実績一覧
- ④ 港区の情報システム
- ⑤ 港区情報化計画(平成30年度～平成32年度)(素案)(概要版)
- ⑥ 港区情報化計画(平成30年度～平成32年度)(素案)
- ⑦ 平成29年度システムアセスメント等の申請に係る事務説明会資料
- ⑧ 情報システム継続対策基準
- ⑨ 見積書(様式3)

※ 配布する資料の著作権は区にあります。なお、配布した関連資料は、「機密保持に関する事項」に基づき参加事業者の責任において厳重に管理してください。選定終了後は原本を速やかに区に返却し、コピー等は裁断等の機密保持措置を講じた上で適切に廃棄してください。

イ 以下の資料については、港区ポータルサイトを参照してください。

- ① 港区情報化計画(平成27年度～平成32年度)

<http://www.city.minato.tokyo.jp/jouhoseisaku/kuse/johosesaku/kekaku.html>

### (3) 説明会

本業務の提案に参加を希望する事業者に対して、説明会は実施しません。

### (4) 資格要件の確認

参加申込者から提出のあった参加申込書を確認の上、結果を平成30年1月12日（金）までに参加申込者へ電子メール等にて通知します。

### (5) 資格要件を満たさなかった参加申込者に対する理由説明

- ① 参加申込書を提出した者のうち資格要件を満たさなかった者に対しては、満たさなかった旨及び満たさなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日（区の閉庁日を除く。）以内に、書面により、区長に対して資格要件を満たさなかったことについての説明を求めることができます。
- ② 説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（区の閉庁日を除く。）以内に書面により回答します。

## 7 質問

参加申込者の質問を受け付けますので、質問がある参加申込者は、質問書（様式2）を情報政策課に送付してください。質問の受付期間終了後は、本業務に関する質問は受け付けません。

※ 回答は、参加事業者全てに、質問内容とその回答を送付します。なお、本プロポーザルに関する質問は、全てこの質問書によることとします。電話、口頭などでの質問はお受けできません。

### (1) 質問の受付

- ① 受付期間 : 平成29年12月20日(水)9:00から  
平成30年1月5日(金)17:00まで
- ② 受付方法 : 電子メールでのみ受付  
※メールの件名及びファイル名は「情報システムアドバイザー委託質問（御社名）」としてください。
- ③ 様式 : 様式2を使用してください。  
なお、会社名、所属部門、氏名、連絡先（電話、メールアドレス）を必ず記載してください。
- ④ あて先 : 港区総務部情報政策課情報管理係  
送付先アドレス : （申込みがあった事業者に対して別途お知らせします）

## (2) 質問の回答

① 回答日 : 平成30年1月10日(水)

② 回答方法 : 電子メールにより回答

③ 回答先アドレス : 参加申込書に記載された担当者のメールアドレスに送信

※ なお、回答は、参加事業者全てに、質問内容とその回答を送付します。

## 8 提案書の提出等

提案書等は以下の要領で提出してください。

### (1) 提出期間及び提出場所等

① 提出期間 : 平成30年1月15日(月)から1月19日(金)まで

土日祝日を除く、各日午前9時から午後5時まで

② 提出場所 : 港区総務部情報政策課情報管理係

港区芝公園1-5-25 港区役所本庁舎8階

③ 提出方法 : 事故などを避けるため、直接持参してください。

### (2) 提出物と様式

提出物の正本・副本に共通で、表紙並びに各頁の右肩に受付時に付番された「提案者番号」を記載してください。

正本には提案者の社名、代表者又は代理人名を明記の上、社印、代表者又は代理人印を押印してください。

副本には提案者が判別できる社名、印、ロゴ等を一切入れないでください。

(提案書の内容、図や画面コピーに含まれる文字列等についても同様です。)

本業務の提案に当たっての各提出物の様式、提出部数等は、以下のとおりです。

#### (ア) 参加資格確認書類

「4(1)参加資格」に示した条件を確認するため、次の書類の写しを提出してください。

- 物品買入れ等競争入札参加資格審査受付票の写し
- プライバシーマークの写し

#### (イ) 提案書

正確な評価が行えるよう提案書は「提案書要求仕様書」に基づいて作成してください。

#### (ウ) 見積書

本業務実施に当たっての費用の見積書を提出してください。なお、見積書の作成に当たっては、区が提供する見積書様式を使用してください。

### (3) 提出部数

提出物の部数及び提出媒体は、以下の要領で提出してください。

- ① 参加資格確認書類 : 写し1部
- ② 提案書 : 正本1部、副本10部
- ③ 見積書 : 正本1部、副本10部
- ④ 参加資格確認書類、提案書、見積書(内訳明細を含む)を収録した媒体: CD-R 1セット(ファイル形式: 写しはPDF、その他はWord2010、Excel2010、PowerPoint2010またはPDFによること)

#### (4) 提案書の構成

提案書は、以下の構成とします。

- ① 港区情報システムアドバイザー委託提案書
- ② 見積書(様式3)
- ③ 参考資料

#### (5) 提案書の形式

- ① 港区情報システムアドバイザー委託提案書

A4版(縦横自由)、総ページ数は50ページ以内とします。片面刷り、両面刷りいずれでも可とします。

様式が指定されている項目については指定の様式を用いて記載してください。

また、専門用語はJIS規格に準拠し、一般的でない用語を用いる場合は、用語集の作成、用語の定義の追加等により説明を加えてください。

- ② 見積書

区が提供する見積書(様式3)を使用し、別とじとします。

- ③ 参考資料

原則としてA4版(縦横自由)、総ページ数50ページ以内とし、別とじとします。

#### (6) 提案書の記載方法

- ① 提案書

別途定める「港区情報システムアドバイザー委託提案要求仕様書」のとおり。

※「第3章 提案書作成に関する要件」及び「第4章 提案書の構成及び記載事項」に沿って作成してください。

- ② 見積書

提案に要する一切の費用の見積額を記載してください。

なお、見積書に記載する金額は、消費税額及び地方消費税額を除いて記載してください。

#### (7) 審査結果の通知

##### ア 第一次審査の結果通知

- ① 結果通知 : 平成30年2月上旬
- ② 結果通知方法 : 第一次審査を行った事業者に対し電子メールにて通知



## イ 第二次審査の結果通知

- ① 結果通知 : 平成30年2月中旬
- ② 結果通知方法 : 第二次審査を行った事業者に電子メールにて通知

### (8) 第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

第一次審査（書類審査）を通過した事業者（最大3者程度）には、第二次審査として事業候補者選考委員に対する提案説明（プレゼンテーション及びヒアリング）を行っていただきます。

提案説明は、以下の要領で実施します。

- ① 提案説明期間 : 平成30年2月9日(金)のうち区が指定する日時
- ② 提案説明者 : 本業務を請け負った場合のプロジェクトリーダーが行ってください。プロジェクトリーダーは、区との連絡窓口となり、現場の取りまとめ役を担うものとします。
- ③ 提案説明資料 : 提案書を使用してください。

※ 提案説明の詳細は、第一次審査結果通知時に、第一次審査通過事業者に対してご案内します。

### (9) 契約

第二次審査の結果、選定された事業候補者と本業務の委託契約手続きに向けて協議を行います（選定の結果をもって契約を確定するものではありません。）。

### (10) 日程

本業務の事業候補者選定に係る日程は、以下のとおりです。

手 続 き	日 程
(1) ホームページ等掲載期間	平成29年12月20日(水)から 平成30年1月11日(木)まで
(2) 募集要項配布期間	平成29年12月20日(水)から 平成30年1月11日(木) 17:00 まで
(3) 参加申込受付期間	平成29年12月20日(水)から 平成30年1月11日(木)17:00 まで
(4) 質問受付期間	平成29年12月20日(木)から 平成30年1月5日(金)17:00 まで
(5) 質問回答日	平成30年1月10日(水)
(6) 提案書等提出期間	平成30年1月15日(月)から 平成30年1月19日(金)17:00 まで
(7) 第一次審査結果通知	平成30年2月上旬
(8) 第二次審査	平成30年2月9日(金)のうち、区が指定する 日時

手 続 き	日 程
	※ただし日程は変更になる場合があります。
(9)第二次審査結果通知	平成 30 年 2 月中旬

※ 提案書等提出期間後、平成 30 年 1 月 19 日以降の日程は、応募状況、選定経過等により変更となることがあります。詳細な日程については、対象者に別途通知します。

## 9 その他

### (1) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、区の判断により、参加者を失格とすることがあります。

- ① 選考委員会の委員、区職員又は当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- ② その他失格とするに足る事実が明らかになった場合

### (2) 提出書類の取扱い

- ① 提出された書類は返却しません。
- ② 提出された書類は、必要に応じて複写（区及び選考委員会での使用に限る。）します。
- ③ 提出された書類は、選考以外の目的には使用しません。ただし、港区情報公開条例に基づく公開請求があった場合には、対象文書として原則公開することになります（この場合、区は無償で使用できるものとします）。この際、提案書は、原則公開するものとし、事業候補者として選定した事業者のみについて行います。ただし、特に特許に関する情報や事業者独自の手法を示した内容など、公開することが不相当とみられる内容については、非公開とします。公開、非公開の判断は、提出していただいた提案書等の記載事項に基づき行うものではなく、提案書等を参考に、同条例に基づき区が客観的に判断します。

ただし、提出された提案書等の一部又は全部を著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物として、同法第 18 条第 3 項第 3 号前段かっこ書きに規定する意思表示をする場合には、提案書等に意思表示する旨及び該当箇所を明記してください。

- ④ 契約者以外の提案内容は、参加者の承諾なしに利用することはありません。

### (3) その他

- ① 提案書は、1 参加者 1 提案とします。複数の事業者による共同での提案も可能で

す。

- ② 提案書等の提出後は、その書類の追加、差替え、修正等はできません。
- ③ 提案に要する全ての費用は、参加者の負担とします。
- ④ 提案に際して、区の情報システム等に関して知ることとなった情報は、第三者に提供することを禁じます。また、区から資料提供を受けた場合は選考終了後速やかに返却するとともに、コピー等は裁断等の機密保持措置を講じた上で廃棄してください。
- ⑤ 業務遂行に当たっては、「港区情報安全対策指針」、「港区個人情報保護条例」及び「港区個人番号の利用並びに特定個人情報の保護及び提供に関する条例」を遵守してください。
- ⑥ 参加申込み後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出してください。辞退することによって、今後の区との契約等において不利な取扱いをするものではありません。
- ⑦ 本事業の実施に際して、提案書の内容を全て実施することを約束するものではありません。候補者の選定後、候補者と区は、提案書の内容を基にして、業務履行に必要な具体の履行条件などの協議及び調整（以下「交渉」という。）を行います。この交渉が調った場合は、見積書の提出依頼などの特命随意契約の手続きに進みます。この交渉が調わない場合は、次点者に選定された者と交渉を行うこととなります。
- ⑧ 電子メール等の通信事故については、区はいかなる責任も負いません。
- ⑨ 本事業の審査期間中において、審査の経緯や経過等に関する質問には一切応じられません。
- ⑩ 本事業の全ての手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。

<問合せ先>

港区総務部情報政策課情報管理係

TEL 03-3578-2111 内線 2070

FAX 03-3578-2069

E-Mail （参加者に別途お知らせします。）